

文書番号	熱海市指令観ま 第 52 号		目次番号	
決裁区分	[REDACTED]			区分
収 受	令和 2・3・26	保存年限	1 5 10 永	至急 <input type="checkbox"/>
起 案	令和 2・4・7	種 目	.	公印承認欄
決 裁	令和 2・4・15			
施 行	令和 . .	付 記	.	秘 <input type="checkbox"/>
完 結	令和 . .			
主 管	[REDACTED]	観光建設部	先方の文書	付 号
		まちづくり課	第 号	
		[REDACTED]	起案者	
合 議	[REDACTED]			指示・意見
あて先	[REDACTED]	発信者名	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長
標 題	地位の承継の承認申請について 開発登録簿番号【349】			
〔 照会 回答 通知 依頼 報告 復命 実施 締結 申請 制定 指令 決定 ( 承認 ) 〕				
このことについて、[REDACTED]氏から別紙の通り申請があり、内容を				
審査したところ支障がないと思われるので、都市計画法45条の規定により許可に基づく地位の承継				
を承認してよろしいでしょうか。				

熱 海 市

【申請者・承継人】

【開発行為許可年月日番号】

当初 平成18年 4月11日 熱建建 第1862-1号(当初)

変更 平成18年10月18日 熱建建 第1865-3号(変更)

変更 平成19年 7月24日 熱建建 第1965-3号(変更)

【開発区域に含まれる地域の名称】

熱海市伊豆山字嶽ヶ 外28筆

【被承継人】

【承継の理由】

地位の承継を行い、開発を完了するもの。

【承継の承認について】

支障なし。

【その他】

まちづくり条例の開発事業地位承継承認申請書についても承認する。

風致地区内行為承継届・宅地造成工事変更届についても受理する。

林地開発行為地位承継届は、東部農林事務所にて受理済みである。

今後について 氏は、

東部農林と連携し、適正な手続きをするよう指導していきます。

熱海市指令観ま第52号  
令和2年4月15日

様

新

熱海市長 齊藤 栄

地位の承継の承認について

令和2年3月26日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第45条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 開発行為許可年月日番号  
平成18年 4月11日 熱建建 第1862-1号(当初)  
平成18年10月18日 熱建建 第1865-3号(変更)  
平成19年 7月24日 熱建建 第1965-3号(最終変更)
2. 開発区域に含まれる地域の名称  
熱海市伊豆山字嶽ヶ 外28筆
3. 被承継人の住所及び氏名
4. 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別  
その他のもの
5. 承継年月日  
令和2年 1月10日
6. 承継に付した条件  
特になし

## 教示

### 1 審査請求

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熱海市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

### 2 処分の取消しの訴え

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開発事業地位承継承認通知書

熱海市指令観ま第53号

令和2年9月15日

[Redacted]

[Redacted] 様

新

熱海市長 齊藤 栄

令和2年3月26日付けで申請のあった地位承継の承認については、熱海市まちづくり条例施行規則第53条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決定の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 承認します。 次の開発事業の地位承継を <input type="checkbox"/> 承認しません。
開発事業番号	No. 15
開発事業の名称	熱海市伊豆山分譲計画
施行区域の場所	熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] 外28筆
地位承継(予定)年月日	令和2年 1月10日
承認しない理由	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熱海市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として(訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

地位の承継の承認申請必要書類

書類等	要否
地位の承継の承認申請書	○
土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書面（地位の承継に関する承諾書）	○
申請者の資力信用に関する申告書	○
資金計画書	○
法人の登記簿謄本（個人の場合は住民票）	○
前年度の法人税又は所得税に係る納税証明書	○
前年度の財務諸表	—
資金計画に係る自己資金・借入金に対する預金残高証明書・融資証明書	○
事業経歴書	—
宅地分譲の場合：宅地建物取引業の免許の写し	—
工事の状況を示す書面	○
印鑑証明書	○
委任状	○
その他（関係申請の承継等） まち条、風致地区条例、宅地造成等規制法	○
手数料（地位の承継） ￥17,000 -	4/6

開発登録簿番号 【349】

R2.3.26 申請書受理


R2.4.3 申請書類修正依頼

R2.4.6 修正書類差し替え 手数料領収 ￥17,000 - 領収 NO.081622

地位の承継承認申請書の確認・修正について

令和2年4月3日

送付先： 

1. 工事状況を示す書面 E 工区の塗りつぶし範囲が、一部となっている。紫色の点線は、凡例表示されていないため、黒で表示すること。現況を示した図面は、「現況平面図」の名称とすること。現況平面図で未完了の構造物は消すこと（東側排水施設など）
2. 写真配置図 A の矢視が表示されていない。
3. 公図  の北側は、字が重なっていて、判読できない。  
（承継では、未完了地の権利者の数が分かればいいが、変更申請時には、筆数の変更、変更前の筆からどの様に分筆したかが、わかるようにしなければならないので準備してください。）
4. 申請手数料は、¥17,000—となります。

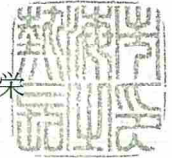
以上

熱海市まちづくり課





熱海市長 齊藤 栄



地位の承継の承認について

令和2年3月26日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第45条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 開発行為許可年月日番号

- 平成18年 4月11日 熱建建 第1862-1号（当初）
- 平成18年10月18日 熱建建 第1865-3号（変更）
- 平成19年 7月24日 熱建建 第1965-3号（最終変更）

2. 開発区域に含まれる地域の名称

熱海市伊豆山字嶽ヶ  外28筆

3. 被承継人の住所及び氏名



4. 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別  
その他のもの

5. 承継年月日

令和2年 1月10日

6. 承継に付した条件

特になし



## 教示

### 1 審査請求

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熱海市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

### 2 処分の取消しの訴え

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

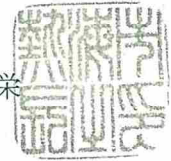
開発事業地位承継承認通知書

熱海市指令観ま第53号

令和 2年 4月15日

様

熱海市長 齊藤 栄



令和2年3月26日付けで申請のあった地位承継の承認については、熱海市まちづくり条例施行規則第53条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 承認します。 次の開発事業の地位承継を <input type="checkbox"/> 承認しません。
開 発 事 業 番 号	No. 15
開 発 事 業 の 名 称	熱海市伊豆山分譲計画
施 行 区 域 の 場 所	熱海市伊豆山字嶽ヶ 外28筆
地 位 承 継 ( 予 定 ) 年 月 日	令和2年 1月10日
承 認 し な い 理 由	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熱海市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として(訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。